

## 消費税 8%への引上げに伴う補てん状況の把握について（案）

### 1. 消費税 8%への引上げに伴う補てん状況の把握の目的

平成 26 年度診療報酬改定において実施した、消費税率 8%への引上げに伴う診療報酬による補てん状況を把握する。

※薬価及び特定保険医療材料については、税抜きの市場実勢価格に消費税を上乗せし、個々の薬価等に反映されていることから対象としない。

### 2. 補てん状況の把握対象及びデータについて

#### ○補てん状況の把握対象

現在実施中の第 20 回医療経済実態調査(医療機関等調査)のうち、事業年度が平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月の医療機関等を対象とする。

なお、病院については集計 1 (医業・介護収益に占める介護収益の割合が 2%未満の病院)、一般診療所、歯科診療所、保険薬局については集計 2 (調査に回答した全ての医療機関等) とする。

#### ○補てん状況の把握に使用するデータ

個々の医療機関等について、費用のうち課税経費の消費税相当額と収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分を把握するため、以下のデータを使用する。

- ・費用のうち課税経費の消費税相当額については、第 20 回医療経済実態調査の平成 26 年度データを使用する。
- ・収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分については、レセプト情報・特定健診等情報データベースから抽出した算定回数等のデータを使用する。

### 3. 補てん状況の把握のための収入と費用の対比について

個々の医療機関における補てん状況を推計し、医療経済実態調査の損益状況の集計区分と同様に、開設者別、病院機能別、入院基本料別に区分して比較する。

### 4. 報告時期

11 月を目途として報告する。

**【参考】**

収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分と費用のうち課税経費の消費税相当額を比較し、補てん状況を把握する。(下図消費税率 8%時の医療機関における費用・収入のイメージのAの部分とCの部分と比較)

○費用のうち課税経費の消費税相当額 (Cの部分)

第 20 回医療経済実態調査のデータより、消費税 8%引上げ時に行った費用構造推計の手法を参考に、個々の医療機関等の課税経費額を推計し、「その他の課税の経費」の消費税 3%分を積算する。

○収入のうち診療報酬本体へ上乗せされている消費税分 (Aの部分)

消費税 8%引上げに伴い上乗せした各診療項目 (初・再診料、入院料等) の点数に、レセプト情報・特定健診等情報データベースから抽出した算定回数に乗じて積算する。

消費税率 8%時の医療機関における費用・収入のイメージ

